2021年3月5日 教育ICT議連

GIGAスクール構想の進展により、学校教育の情報化に対する期待がますます高まりつつあり、「学校教育の情報化の推進に関する法律」で掲げた基本理念を強力に具体化し、推進していく必要がある。

【取組事項】

- 1. 教育データを児童、生徒、学生が自ら集約することによって、自らのためにデータを最大限に活用することが可能となる。加えて、本人の意思だけで二次利用も可能となり、データの価値が最大化する。同時に、大多数の者のデータを特定他者が集中管理するのではなく、各個人のデータを本人(又は本人のアプリ等)が管理を行う分散管理によって、利便性とセキュリティが高まりコストが最小化する。教育データは、児童、生徒、学生が自らデータを集約すればするほど価値が高まるものであり、今後の制度設計に資するべく、教育データを個人が管理する手法や利用効果に関する実証事業を国は速やかに行うべきである。
- 2. 個人・学校・企業・団体などの多様な主体が教育データを効果的・効率的に活用できるようにするためには、国の責務として「データ標準」の枠組みを制度化する必要がある。単に文部科学省ホームページに掲載するだけでなく、法律及び省令に基づく制度化が行われるべきである。技術的な枠組みを整えることができれば、教育データを活用するビジネス環境の創出にもつながる。

(超教育協会は、産業界と連携して、標準体系の整理や標準文書作成に貢献する所存。)

- 3. したがって、「学校教育の情報化の推進に関する法律」の施行後のフォローアップを行いつつ、以上を実現するために必要な制度改正が必要と思料する。
- 一般社団法人 超教育協会
- 一般財団法人 情報通信振興会
- 一般社団法人 インターネットコンテンツ審査監視機構